

事業主の皆さまへ

労働保険の手続について

【労働保険】とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。下記の**加入義務のある事業場**などをご確認の上、まずは、最寄りの、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。**

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

保険料は何に使われている？

◆お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護するための給付等**を行っています。

※令和元年度は、約 69 万人に新規の療養補償給付等を行い、約 20 万人に労災年金を支給しました。

雇用保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等**を行っています。

※令和元年度は、約 109 万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

成立手続がお済みでない事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

◎労働保険の成立手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合（厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体）や社会保険労務士へ事務処理を委託（依頼）することもできます。

詳しくは 長崎労働局総務部労働保険徴収室
電話095-801-0025
又は最寄りの監督署・安定所へ
お尋ねください。

労働保険の成立手続について

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、政府（厚生労働省）が運営する強制保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険の成立手続が必要です。労働保険の適用事業で未だ成立手続がお済みでない事業主の方は、事業主の安心と労働者の福祉の向上等のため、速やかに成立手続をお願いします。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。

※ 上記の記事で文字数が多過ぎる場合は、下記の内容にして下さい。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働者を一人でも雇用している事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です。詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。